

綾瀬市議会 6 月定例会会期日程

令和 4 年 5 月

月・日	曜日	会 議	事 項
6・1	水	本 会 議	・補正予算 ・一般議案 ・一般質問通告書午後 4 時締切
2	木	休 会	
3	金	休 会	
4	土	休 会	
5	日	休 会	
6	月	市民福祉常任委員会	
7	火	経済建設常任委員会	
8	水	総務教育常任委員会	
9	木	休 会	
10	金	基地政策特別委員会	
11	土	休 会	
12	日	休 会	
13	月	休 会	
14	火	休 会	・写真撮影申込正午締切
15	水	本 会 議	・一般質問
16	木	本 会 議	・一般質問
		議会運営委員会	
17	金	本 会 議	・一般質問
18	土	休 会	
19	日	休 会	
20	月	休 会	
21	火	本 会 議	・委員会付託議案の委員長報告～採決 ・一般質問掲載申出書締切日
		議会全員協議会	

○開議時間については、午前 9 時〔最終日は 9 時 30 分〕

本 会 議・・・議 場	議会運営委員会・・・第 2 委員会室
総務教育常任委員会・・・第 1 委員会室	市民福祉常任委員会・・・第 1 委員会室
経済建設常任委員会・・・第 1 委員会室	基地政策特別委員会・・・第 2 委員会室

綾瀬市議会 6 月定例会議事日程（第 1 号）

令和 4 年 6 月 1 日（水）午前 9 時開議

- | | | |
|---------|-----------|-------------------------------|
| 日程第 1 | | 会期決定について |
| 日程第 2 | 第 3 4 号議案 | 令和 4 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 3 | 第 3 5 号議案 | 令和 4 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 4 | 第 2 7 号議案 | 指定管理者の指定について（綾瀬市光綾公園多目的フィールド） |
| 日程第 5 | 第 2 6 号議案 | 動産の取得について（市庁舎電話交換機（更新）） |
| 日程第 6 | 第 2 8 号議案 | 市道路線の廃止について（R 5 3） |
| 日程第 7 | 第 2 9 号議案 | 市道路線の廃止について（R 5 3 6） |
| 日程第 8 | 第 3 0 号議案 | 市道路線の廃止について（R 5 3 7） |
| 日程第 9 | 第 3 1 号議案 | 市道路線の認定について（R 6 4 3 - 5） |
| 日程第 1 0 | 第 3 2 号議案 | 市道路線の認定について（R 6 4 3 - 6） |
| 日程第 1 1 | 第 3 3 号議案 | 市道路線の認定について（R 1 3 8 5 - 4） |
| 日程第 1 2 | 第 2 号報告 | 令和 3 年度綾瀬市一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 1 3 | 第 3 号報告 | 令和 3 年度綾瀬市一般会計継続費繰越計算書について |
| 日程第 1 4 | 第 4 号報告 | 令和 3 年度綾瀬市一般会計事故繰越し繰越計算書について |

請 願 文 書 表		
請 願 第 3 号		令和4年 5 月 11 日 受 付 令和4年 6 月 1 日 委員会付託
件 名	日本政府に対し、「核兵器禁止条約」に署名・批准するよう求める意見書の提出を求める請願	
代 表 者	住 所	綾瀬市綾西4-15-16
	氏 名	日本政府に「核兵器禁止条約」の署名・批准を求める綾瀬実行委員会 野村耕司
紹 介 議 員	松本春男、安藤多恵子、佐竹百里 上田博之、畑井陽子、二見昇	

—— 請 願 の 原 文 ——

請願の趣旨

「核兵器禁止条約」は、2017年7月7日、国連の会議において122か国の賛同を得て採択され、50か国の批准によって2021年1月22日に発効しました。これにより核兵器は存在そのものが禁止され、国際法で違法とされました。

その後、86か国が署名し、うち60か国が批准を済ませております。また、NATO加盟国のノルウェー及びドイツが6月開催予定の「核兵器禁止条約第1回締約国会議」にオブザーバー参加を決めております。

日本は、1945年8月6日に広島、同月9日長崎に、それぞれ1発の原子爆弾の投下により一瞬のうちに壊滅させられ、21万人の命が奪われました。核兵器の破壊力は人類の生存、文明、歴史を消滅させるだけでなく、何世代にもわたり多大な影響を及ぼすものです。

日本は、世界で唯一の戦争被爆国です。日本政府が「核兵器禁止条約」の署名・批准を行うことにより核兵器禁止の国際世論は一層励まされ、核兵器廃絶に向けて大きな力となるものです。

綾瀬市は1984年12月19日に「核兵器廃絶平和都市宣言」を行いました。

綾瀬市議会として、同平和都市宣言の立場から核兵器のない世界を希求する国内外の広範な世論に応えていただきたく、次のとおり請願いたします。

請願事項

日本政府に対し、「核兵器禁止条約」に署名・批准するよう求める意見書を提出してください。

請 願 文 書 表		
請 願 第 4 号		令和4年 5 月 20 日 受 付 令和4年 6 月 1 日 委員会付託
件 名		「消費税インボイス制度の導入中止を政府に求める意見書」の提出を求める請願
代 表 者	住 所	大和市南林間1-7-7
	氏 名	諸要求実現県央四市共同行動実行委員会 神奈川土建一般労働組合湘南支部 大和民主商工会 実行委員長 永 澤 三 郎
紹 介 議 員	松 本 春 男	

—— 請 願 の 原 文 ——

請願趣旨

外国からの資材が滞っている事態も含めて、新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中、2023年10月1日から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向け、昨年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まっています。

消費税は売上げにかかる消費税から仕入れ・経費にかかる消費税を差し引いた（仕入税額控除）金額を申告・納付しますが、インボイス制度はインボイス発行事業者の発行する登録番号が記載された請求書、領収書の保存が仕入税額控除の要件とされ、インボイス発行事業者以外が発行する請求書、領収書では段階的に仕入税額控除ができなくなります。

免税事業者との取引はインボイスが発行できないため、納付する消費税額の増加を招きます。売上げが1,000万円以下の全国で500万と言われる消費税の免税事業者が取引から排除されることが予想されます。やむなくインボイスの発行事業者の登録をすれば、消費税の申告・納付が義務付けられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うこととなります。

コロナ禍で時短・営業の自粛を余儀なくされ、地域経済が疲弊する下で、中小企業・自営業者、フリーランスの経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ることに懸念の声を上げています。

新型コロナ危機を克服し、地域経済を活性化させていく上でも、地域に根差して活動する中小業者の存在は不可欠です。中小企業・自営業者、フリーランスに多大な負担を強い消費税のインボイス制度の導入は中止すべきです。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により、下記の事項を請願いたします。

請願事項

消費税インボイス制度の導入中止を求める意見書を政府に提出してください。

陳 情 文 書 表		
陳 情 第 33 号		令和4年 5 月 13 日 受 付 令和4年 6 月 1 日 審査依頼
件 名	国交正常化50周年に際し、政府に、「日中不再戦、平和友好の外交を求める意見書」提出を求める陳情	
代 表 者	住 所	綾瀬市寺尾台1-5-22
	氏 名	自主・平和・民主のための広範な国民連合神奈川 世話人 越 川 好 昭

—— 陳 情 の 原 文 ——

陳情の趣旨

日中両国は一衣帯水の隣国であり、数千年に及ぶ友好往来の歴史があります。

1972年（昭和47年）9月29日、時の総理大臣・田中角栄氏と中華人民共和国総理・周恩来氏は固い握手を交わし、「日本側は過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについて責任を痛感し深く反省する」と表明。日中両国は国交を回復し共同声明に署名いたしました。

以後この50年間、社会制度が異なるにもかかわらず日中両国は平和的に共存し、アジアの緊張緩和、安定に貢献し、共に繁栄の道をたどることができました。今日、日本と中国はそれぞれ、世界第3位、第2位の経済大国となりました。東アジアは世界の発展センターとなっています。

1972年に僅か11億ドルにすぎなかった両国の貿易総額は、2020年には3,175億ドルにまで増大し、日本にとって中国は最大の貿易相手国となり、今や貿易全体の約24%を占めるまでになっています。

地域や自治体も中国、東アジアとの結びつきを強めています。日中間では自治体間の交流も非常に活発となり、観光などを含む人の交流、文化、スポーツ交流など地域の発展、地域経済にとっても重要な関係となっています。訪日外国人観光客総数3,188万人（19年）のうち、中国（香港を含む）からは実に1,188万人、台湾からを入れると1,677万人を越すほどです。

都市間の交流も活発となり神奈川県と遼寧省、横浜市と上海市など全国376自治体が中国の自治体と友好姉妹都市関係を結び、両国関係の安定と発展に貢献しています。

50年前の両国トップの決断は完全に正しかったと行って過言ではありません。

ところが今、東アジアに緊張が高まって、日中関係も厳しい状況に直面しています。経済界と多くの国民の心配するところとなっています。

例えば、日本経団連は昨年末、中国の経済界と会談し「双方は、本年10月に開催された岸田総理と習近平国家主席の電話会談を歓迎するとともに、来年迎える日中国交正常化50周年に際し、次の50年に向け、新たな時代にふさわしい建設的かつ安定的な日中関係構築に然るべき貢献をしていくことで一致した」と共同声明を出しています。

日中国交正常化50周年に際し、両国が再び戦火を交えることのないよう、国策を誤らないよう、国交正常化時の共同声明や平和友好条約の精神に沿って、平和友好の外交を進めるよう国に強く働きかけていただきたい。

陳情事項

政府に「日中国交正常化50周年に際し、国交正常化時の共同声明や平和友好条約の精神に沿って日中不再戦・平和友好の外交を引き続き進めるよう強く求める意見書」を提出していただきたい。